

電力規制改革 (3) 小売電気事業者

丸山 真弘

第二弾の改正電気事業法が成立し、二〇一六年からの小売全面自由化が決定されたことを受け、多くの事業者が小売電力市場に参入する意向を示している。新電力の届出件数は、六月末の時点で二七〇件を超えている。しかし、資源エネルギー庁によれば、これらの内、二〇一四年四月の事業実績を報告した事業者は五五社に留まっており、多くの事業者は、届出はしたものの、実際には事業を営んでいないという状況が見られる。

小売自由化実施後は、需要家が積極的に供給者である小売電気事業者を選択する必要があるが、そのためには事業者が確実に電気を供給してくれるのかということに加え、選択のために必要な情報が需要家に適切に提供される必要がある。今回は、この点についての改正電気事業法の規定を見ていく。

小売電気事業者は、小売電気事業者登録簿に登録されて、はじめて事業を営むことができる。登録簿には、事業者の名称、住所、代表者の氏名等のほか、供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関する事項についても記載が求められており、その変更については、軽微な場合を除き、事前の変更登録が要求される。さらに、事業を休廃止した場合は、遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出ることが求められており、これを受け、登録簿からの削除が行われる。また、小売電気事業者には、広域的運営推進機関への参加と、毎年の供給計画の提出が義務付けられる。

一方、小売電気事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結しようとする場合は、締結の前に、料金その他の供給条件について需要家に説明することが義務付けられている。

このうち、料金等の一定の内容については、文書で交付するか、インターネットを通じて提供するといったことが要求される。さらに、契約締結時には、事業者の名称、住所、契約の年月日とともに、料金等一定の内容について、改めて文書による交付か、インターネットを通じた提供等が求められている。また、これらについては、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ、代理を業として行う者に対しても要求されている。

締結前の説明がなされなかった場合には、経済産業大臣による業務改善命令の対象となる。

これに加え、小売電気事業者には、需要家からの苦情・問い合わせに対し、

適切・迅速に処理することが義務付けられている。こちらについても違反した場合は業務改善命令の対象とされる。

